

防衛省訓令第51号

自衛隊の使用する船舶に備える書類に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

防衛大臣 中谷 元

自衛隊の使用する船舶に備える書類に関する訓令

(船内に備えなければならない書類)

第1条 海上自衛隊及び自衛隊海上輸送群の使用する船舶の長(以下「船長」という。)は、法令及び別に防衛大臣が定めるもののほか次に掲げる書類を船内に備えなければならない。

- (1) 船舶記録
- (2) 航泊日誌
- (3) 機関日誌
- (4) 来歴簿

2 海上自衛隊の使用する支援船の長は、前項の規定にかかわらず、海上幕僚長の定めるところに従い、その

支援船の構造、配員その他の事由により、前項第2号から第4号までの書類の一部の備置を省略し、又はこれらの書類をその支援船の所属する部隊又は機関の陸上施設内に備えることができる。

（船舶記録）

第2条 船舶記録には、船舶の主な経歴を明らかにするため、その船舶の籍、所属、種別、主要要目及び船長の階級及び氏名並びにその船舶について実施した改造、主な修理、検査及び試験、その船舶の従事した行動、機雷その他の爆発性の危険物の除去及び処理、主な訓練等の概要に関する事項を記載するものとする。

（航泊日誌）

第3条 航泊日誌には、その船舶が実施した業務、船舶乗組員の異動、気象、海象その他陸上幕僚長及び海上幕僚長の定める事項を毎日記録するものとする。

（機関日誌）

第4条 機関日誌には、その船舶の機関の経歴を明らかにするために、主機、補機及びボイラーの検査、運転

等に関する事項を毎日記録するものとする。

（来歴簿）

第5条 来歴簿には、船舶の船体、機関、武器及び通信機器並びにこれらの付属装置についての改造、修理、検査、試験等に関する事項を別に防衛大臣が定める主管別に従って、記録するものとする。

（陸上幕僚長及び海上幕僚長への委任）

第6条 第1条の規定により備えなければならない書類の様式、記載要領及び取扱に関し必要な事項は、陸上幕僚長及び海上幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 海上自衛隊の使用する船舶に備える書類に関する訓令（昭和29年海上自衛隊訓令第14号）は、廃止する。